

○議長（生田目久夫君） 次，２３番小林英機君の発言を許します。

〔２３番 小林英機君登壇〕

○２３番（小林英機君） ２３番小林英機でございます。発言通告順に基づきまして，一般質問を４項目いたします。

児童生徒の通学路の安全について，不審者からの安全対策と交通事故からの安全対策について質問いたします。

まず不審者からの安全対策について質問いたします。広島市安芸区の小学校１年生の女の子のペルー国籍の男による殺害事件，そして栃木県今市市の小学１年生吉田有希ちゃん殺害事件が連続して起きました。いずれも通学路における殺人事件であります。児童生徒の通学路の安全対策が急務となっております。昨日同僚議員の質問がありましたが，再度質問をいたします。

第１点は，校長会で児童生徒の安全対策を協議したかどうかであります。協議したときは，その内容は何かについてお尋ねいたします。

第２点は，地域住民の協力体制がどうなっているかであります。防犯ブザーが鳴っているのにだれも現場に助けに行かないようでは困るからであります。町会長会を開催し，町会長にも協力を求めることにすべきではないかと思います。

第３点は，児童生徒を対象にした不審者対応訓練を実施すべきではないかどうかお尋ねいたします。

第４点として，防犯巡回パトロールについてお尋ねいたします。昨日の答弁では，自警団やボランティアによる巡回パトロールを行うというお話でした。宇都宮市と水戸市は，公用車による職員のパトロールを開始いたしました。水戸市の防犯パトロールは，教育委員会や議会事務局，そして各小学校区域内にある公民館の公用車，計６９台を運用し，下校時，人通りの少ない通学路を中心に，職員が職務に支障のない範囲で行うものであります。また，ひたちなか市は，シルバー人材センターに防犯パトロールを委嘱いたしました。

こうした迅速な対応は，２つの事件が殺人事件であり，刑法において最も重要な保護法域である人の生命が侵害されたからだと思えます。自警団やボランティアによる巡回パトロールだけで市の責務が十分果たされたかどうか疑問に思えます。高齢者対策としても有効であるひたちなか市の対策のようなものは本市でもとれないかどうかお尋ねいたします。

次に，交通事故からの安全対策について質問をいたします。市道０２０８号，里野宮町字宿から常陸太田市農協佐都支所までの区間，市道０１０４号，瑞龍町十文字から瑞竜中学までの区間について質問いたします。市道０２０８号の区間は佐都小学校の児童の登下校の通学路となっておりますが，道路が狭く，普通車がやっとすれ違いできるものであり，特に朝は，国道３４９号の農協の信号で渋滞するため，市道０２０８号を裏道として利用するドライバーが非常に多いものであります。いつ交通災害が起きても不思議ではありません。

また，市道０１０４号の区間は，瑞竜小学校の児童の通学路，そして１００名以上の瑞

竜中学校の生徒の通学路であります。そして、バス路線ともなっております。やはり交通災害の危険性は大きいものと言わざるを得ません。そこで、道路わきのU字溝にふたがけをして、交通災害の危険性を減少すべきものと考えますが、この点、質問をいたします。

次に、決算結果と平成18年予算編成について伺います。

財政力指数と経常収支比率に関連して質問をいたします。当市の財政力指数は、一般会計で0.396であります。この0.396という数字は茨城県で最も最下位近くに位置するもので、交付税依存度の極めて大きい市であります。歳入について見ますと、基準財政収入額は、計算された額の全額ではなく、75%が収入額となり、25%は自治体が自由に使える金額となります。税収がふえればふえるほどよいわけであります。市税の収納率は85.4%になっており、昨年より6.8ポイント減少しております。監査委員の審査意見によれば、自主財源の確保、市民負担の公平から、滞納額の減少は極めて重要な課題と言っております。そこで、収納率向上についてどのようなお考えなのか質問をいたします。

次に歳出ですが、監査委員の審査意見は、補助金について、その必要性をさらに精査の上、常に削減廃止の可否を検討すべきと述べられております。この補助金の削減廃止について、どのようなお考えか質問をいたします。

次に、経常収支比率に関連して質問をいたします。当市の経常収支比率は、一般会計で94.8%であります。経常収支比率は、経常経費に充当される一般財源の比率が少ない方が地方自治体独自の施策に充当できる財源が多くなり、財政構造が弾力的であります。市では80%が望ましく、90%を超えると赤信号と言われております。しかし、経済の低迷による歳入の伸び悩みと固定費の増加から、経常収支比率の1990年度全国平均で、市町村は83.9%となっております。当市の94.8%という数字は、当市の財政状況が緊迫状況にあることに変わりはありません。

そこで、経常経費の中でも比重の大きいのが人件費であります。人件費を下げれば経常収支比率も下がるという関係にあります。そこで2点質問いたします。1点は、職員1人当たりの住民人口は何人なのかどうか。2点目は、市での職員1人当たりの住民人口は120人以上が望ましいと言われておりますが、当市では何人ぐらいがふさわしいのか。

次に、発言通告要旨では「市長と兼職について」ですが、打ち合わせの内容が「市長と兼業について」ですので、市長と兼業についてご質問いたします。

市長と兼業について、地方自治法第142条は、地方公共団体の長が当該公共団体に対して請け負いする法人の取締役などを兼ねることができない旨を規定しております。これは、普通地方公共団体の長の公正な職務の執行を図るため、長を一定の私企業から隔離するものであります。私は、市長が補助金の交付を受けている団体の理事や取締役などを兼業することは、地方自治法142条には抵触しないと思いますが、市長としてふさわしいかどうかについて質問をいたします。まず、常陸太田市農業協同組合は、市から補助金の交付を受けているかどうか。次に、市長は当組合の役員をされているかどうかお訪ねをいたします。

4 点目として、高齢社会対策についてお尋ねをいたします。

我が国の人口構造は、65 歳以上の人口が総人口の 20 % に迫るとともに、今後、戦後生まれの人口規模の大きい団塊の世代が高齢期を迎えるなど、極めて高齢化しております。公正で活力があり、自立と連帯の精神に立脚した豊かな社会を構築するためには、高齢者対策は極めて重要であります。

そこで、高齢社会対策について 6 点質問をいたします。1 つは、高齢化の現状と推移について質問をいたします。平成 16 年 10 月 1 日現在、人口 1 億 2,769 万人で、65 歳以上の高齢者人口は 2,488 万人となり、高齢化率 19.5 % に上昇しております。その中で、前期高齢者人口は 1,381 万人、後期高齢者人口は 1,107 万人となっております。

今後も高齢者人口は平成 32 年まで急速に増加し、その後はおおむね安定的に推移すると見込まれております。また、増加する高齢者の中で後期高齢者の占める割合は一層大きなものになると見られております。そこで、本市の高齢化率、前期高齢者と後期高齢者の割合、今後の推移についてお尋ねをいたします。

次に、高齢者と家族について質問をいたします。高齢者のいる世帯を見ると、平成 15 年現在、高齢者世帯数は 1,727 万世帯であり、全世帯の 37.7 % を占めております。65 歳以上のひとり暮らしの高齢者の増加は男女とも顕著であり、今後も増加を続け、特に男性の中でのひとり暮らし高齢者の割合が大きく伸びることが見込まれております。そこで、当市における高齢者のいる世帯は何世帯か、全世帯の何 % か、高齢者人口に占める割合はどのぐらいか質問をいたします。

次に、介護保険法の一部改正について質問をいたします。

平成 16 年、介護保険法の一部が改正されました。これは、介護保険法附則第 2 条に基づき、制度の持続可能性の確保、明るく超高齢化社会の構築、社会保障の総合化を基本的視点として見直しを行ったものであります。主として平成 18 年 4 月 1 日施行のものについて質問をいたします。

第 1 点は、予防重視のシステムへの転換について質問をいたします。要支援、要介護 1 といった軽度者の大幅な増加と、軽度者に対する状態の改善につながっていないことから改正であります。まず、新予防給付の創設と地域支援事業が創設されました。地域支援事業は、要支援、要介護となるおそれのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業を、介護保険法 118 条の 38 に位置づけたものであります。そこで、当市における要支援と要介護 1 の人数はどのぐらいなのかお尋ねをいたします。次に、介護予防サービスの内容は何か。筋力トレーニングや転倒防止がその主なものと思いますが、その内容についてお尋ねをいたします。

次に、市町村の行う地域支援事業とはどのような内容のものか。できれば、平成 17 年、厚生労働省老健局長は、各都道府県知事、政令指定都市の市長、中核市の市長あてに、介護予防事業、地域支え合い事業について通達を出しております。これと比較して説明をお願いいたします。

3 点目として、新たなサービス体系の確立として、地域密着型サービスの創設と地域包括センターが創設されました。これは、一人暮らし高齢者や認知症の増加、在宅支援の増加、そして高齢者虐待に対応するものであります。そこで2点質問をいたします。地域密着型サービスの内容について質問をいたします。次に、地域包括センターは、地域における総合的な窓口機能、介護予防マネジメント、包括的・継続的なマネジメントの支援ですが、介護保険法115条の35第2項によると、その設置は任意的、つまり設置しても設置しなくてもよくっております。当市では、地域包括センターを設置するのかどうか、設置しないときは、新担当部署を設けるのどうかをお尋ねをいたします。

4 番目として、低所得者に対する配慮について質問をいたします。1つ目は、低所得者に対する施設利用が困難にならないよう、負担軽減を図る観点から補足的給付を創設したと思いますが、その内容についてお伺いいたします。2点目は、第1号保険料の見直しであります。低所得者に対する保険料軽減など、負担能力をきめ細かく反映した保険料設定を政令でしていると思いますが、その内容についてお尋ねをいたします。

次に4番目として、高齢者が振り込め詐欺などの、いわゆるおれおれ詐欺に遭う事例が多発しております。そこで、本市の認知件数と防止策についてお尋ねをいたします。

5 点目として、家族や施設の高齢者の虐待について質問をいたします。家庭内で高齢者を虐待する加害者は息子が32.1%と最も多く、次いで息子の配偶者、嫁が20.6%、配偶者が20.3%、そのうち夫は11.8%、妻8.5%、娘16.3%となっております。高齢者の虐待は重大な人権侵害であります。人権尊重、その普及啓発はどうなっているのか、また地域包括支援センターが設置されないときの相談窓口はどこをお尋ねをいたします。

最後に、認知症高齢者について質問いたします。今回の改正で、介護保険法は痴呆の名称を認知症に変更いたしました。これは、痴呆という用語が侮蔑的表現である上に、痴呆の実態を正確にあらわしていないため、早期発見、早期診断の取り組みの支障となっていたからであります。そこで、地域密着型サービスの中で位置づけた内容はどのような内容のものか、また、認知症によって徘徊する高齢者を発見・保護する体制はどうなっているのかをお尋ねをいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（生田目久夫君） 午後1時まで休憩をいたします。

午後0時09分休憩

-----

午後1時00分再開

○議長（生田目久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

○教育長（小林啓徳君） 児童生徒の通学路の安全について4点ご質問がありましたので、お答えを申し上げます。

まず最初の、校長会での協議の内容ということでございますが、次の４点について話し合いをいたしました。まず、速やかな対応をとるということ。それから、地域性が違いますので、より実情に合った対策をとるということ。３番目には、ＰＴＡと緊密な連携を取りながら対応すること。さらには、現在いろんな組織があるわけですが、それらの関係者に協力を依頼するということ。

この４点をもとに、より具体的なことについて話し合いをいたしました。まず１点は、子供たちへの指導について、より具体的な安全指導をするということ。２つ目といたしまして、通学路の確認をすること。特に一人になってしまう児童生徒について、この通学路の確認をすること。それから３つ目が、教職員のパトロールを実施すること。４つ目といたしまして、一人になってしまう子供たちの方には送り迎えを依頼し、さらにそれが着実に実行できるように保護者に確認をすること。５つ目としまして、地域子ども安全ボランティアの活動依頼をすること。それから６つ目ですが、学校によりましては子供を守る会が組織をされているところがありますので、そういう関係者に協力依頼をするということ。そういう点で話し合いをいたしました。

それから２点目でございますが、町会長への協力依頼はということでございますが、安全を確保していくためには地域の方の協力が大切でございますので、各小学校長が直接町会長あるいは区長宅を訪問し、協力要請をするようにしております。また、市民にも協力を要請するために、文書による回覧等もあわせて行っております。

３点目ですが、不審者の対応、訓練をすべきではないかということでございますけれども、各学校によって、２つの事件の後、より具体的な子供たちへの指導あるいは訓練といたしまして、いざというとき大声を出すこと、あるいは逃げることに、近くの家に助けを求めるという、こういう内容を繰り返し指導いたしております。先ほどの訓練ということでございますが、実際に言葉だけでは子供たちの方に浸透いたしませんので、教室あるいは学年等、学校によって違いますけれども、実際に大声を出し、また逃げるという、そういうことも行っております。

それから４点目でございますが、防犯の巡回パトロールについてのご質問がございました。これにつきましては、市の職員による巡回指導は既に一部実施をしております。なお定期的なパトロール、巡回指導をするために、既に内部で２回ほど会議を開いております。さらには、市の老人クラブ連合会の方にも既に協力を要請しております。シルバー人材の活用ということも出てまいりましたが、今までの活動の内容等を見まして、今後導入するかどうかについては関係機関と検討していきたいというふうに考えております。

○議長（生田目久夫君） 建設部長。

〔建設部長 榊勝雄君登壇〕

○建設部長（榊勝雄君） 児童生徒の通学路の安全について、交通事故からの安全対策にお答えをいたします。

里野宮町地内の市道０２０８号線につきましては、今後、白羽幹線道路と交差する予定

地域でございますし、また瑞龍町地内の市道 0 1 0 4 号線、これにつきましても、国道の 2 9 3 号線バイパスと交差する予定の道路でございます。その中で基本的には整備することになりますが、引き続き路面等の安全確保が図られるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（生田目久夫君） 総務部長。

〔総務部長 萩谷暎夫君登壇〕

○総務部長（萩谷暎夫君） 決算結果と平成 1 8 年度予算編成についてのご質問の中で、初めに、徴収率の向上についてのご質問にお答えいたします。

市税の徴収率につきましては、県内 6 2 市町村の中で、市民税の現年度分につきましては 9 8. 7 %、過年度分については 1 9. 8 %、合計で 9 4. 7 %で、県内で第 2 位となっております。しかし固定資産税は、ゴルフ場 1 社で 3 億円以上の滞納があるため、固定資産税の現年度分は 9 5. 1 %、過年度分が 1 8. 5 %、合計で 8 1. 8 %で、県内 5 0 位となっております。このため、市税全体では、現年度分が 9 6. 9 %、過年度分が 2 1. 2 %で、県内で 3 0 位となっております。

このような中で、本年は平成 1 7 年度滞納整理強化のための実施計画を策定しまして、これをもとに滞納整理を進めてきたところであります。具体的には、約 4, 6 0 0 人の滞納者に対応するため、臨戸徴収の徹底や、国保担当課との共同滞納整理の日を設定し、毎月実施しているところであります。

特に 9 月いっぱいを期限として、5 0 万以上の滞納者を各担当地区から 5 0 人以上選定した 1 5 0 人に対し、徹底した実態調査を実施し、この中から納税に誠意のない 2 人を茨城県債権機構に移管したところであります。全体的な成果としては、徴収金額、納付誓約書件数等、昨年に比べて増加しておりますが、今後も市税確保のためにきめ細かい徴収を行ってまいります。

続きまして、経常経費比率が高いというご質問の中で、職員の件のご質問にお答えいたします。

本市の職員 1 人当たりの人口は、平成 1 7 年 4 月 1 日現在で 8 2 人です。職員 1 人当たりの適正な人口につきましては、国並びに県から公式の指数は示されておられません。一般的に、おおむね 1 0 0 人程度が目安とされております。職員 1 人当たりの人口は、消防やごみ、し尿、火葬等の業務を単独で行うか、一部事務組合で広域的に対応するかで大きく異なり、一部事務組合で対応している市町村の場合は、これを職員総数に加えさせていただきますので、当然職員 1 人当たりの人口が大きくなります。しかしながら、本市のように消防やごみ、し尿の業務をすべて単独で行っている場合には、職員 1 人当たりの人口が、ほかの市町村に比べ、低くなってしまうことになります。

本市では、現在、平成 1 7 年度を初年度に、平成 2 1 年度を目標年度とする定員管理適正化計画を策定しておりまして、事務事業や組織の見直しを行い、民間委託の推進や指定管理者制度の活用を図りながら、職員の年齢構成バランスに配慮しつつも退職者補充を極

力抑制し、職員数の削減に努めていく考えであります。

続きまして、補助金についてのご質問にお答えいたします。

旧４市町村の補助に対する考え方や地域性の違いから、大きな差異が生じております。このため、補助金、交付金については、従来からの経緯、実情を考慮し、１つ、同一同種の補助金等については統一の方向で整理する。２、市町村独自の補助金等については、その目的や実績を尊重し、新市域全体の均衡ある発展に資するよう調整する。３、整理・統合できる補助金については、廃止や統合に努めるものとするという合併調整方針を踏まえ、新市の一体性を早期に確保する上からも、速やかに調整する必要があると考えております。

そこで、本年度当初の４月には、平成１７年度予算の執行に関して、文書をもって厳しい財政状況を周知するとともに、目的や効果等から、補助金等の必要性について再検討する旨の通知をし、８月には補助金等の調整の進捗状況調査を行うとともに、新市の行政サービスの平準化と速やかな一体性の確保の上からも、早期に調整または見直しを進めるよう通知をいたしました。さらに１０月には、公平性及び一体性の早期確保の面から、補助金、交付金等に係る調整及び見直しを進めるよう各課に要請したところであります。

各課においては、既に調整が完了したもの、現在調整中のもの、来年度以降も引き続き調整を行うものなど、進捗状況はさまざまありますが、調整や見直し作業が進められている状況にあります。このため、調整や見直しが完了したものにつきましては、現在取りまとめ中の平成１８年度予算に反映されてくるものと考えております。

続きまして、市長と兼職について、補助金交付との関係についてのご質問にお答えいたします。

市の補助金は、公的団体の運営を支援するため例年的に交付する、いわゆる団体補助と、特定の具体的事業を実施するに当たり、その経費に充当される範囲で交付される、いわゆる事業費補助がございます。市長は、補助金の交付を受けている各種公的団体の代表者として就任をしているものもあります。また、都々逸全国大会等のイベントの代表者として事業費補助を受ける実行委員会の代表者にも就任しております。これらの補助金交付につきましては、常にその事業実績や費用対効果を精査し、補助団体の監査も実施しております。

また市長は、事業費補助を受けている農業協同組合の理事に就任しておりますが、農業協同組合法第３１条の２に、兼職・兼業等の禁止規定に該当するものではありません。この中では、代表理事イコール組合長という規定がございます。公益目的の事業費補助を、適正な手続のもと交付を受けることは、市として利益相反とはならないと考えております。

以上です。

○議長（生田目久夫君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

○保健福祉部長（増子修君） 高齢社会の対策についてのご質問にお答えをしまいたします。

まず初めに、本市の高齢化率についてのご質問にお答えいたします。合併前の平成16年4月1日現在の状況は、常陸太田市が22.03%、旧金砂郷町が27.44%、旧水府村が34.75%、旧里美村が32.35%となっておりまして、合併時点であります平成16年の12月1日現在では、25.26%となっております。また、平成17年4月1日現在で25.56%ということで、4人に1人以上が高齢者となっている現状でございます。

次に、前期高齢者と後期高齢者の割合についてであります。本年4月1日現在、前期高齢者と言われる65歳から74歳まで、49%になります。それから75歳以上の後期高齢者の割合は51%となっております。また、今後の推移についてということでございますが、前期高齢者は、平成18年に47.65%、19年には46.78%、平成20年には45.96%、平成21年には45.13%となります。平成22年には44.33%となります。後期高齢者の割合ですが、平成18年度に52.35%、平成19年度に53.22%、平成20年に54.04%、平成21年に54.87%、平成22年に55.67%になると予測をしております。

2つ目のご質問の、高齢者のいる世帯はとのご質問でございますが、1万971世帯で、全世帯の52.84%となっております。また、一人暮らしの高齢者は1,305人で、高齢者人口に占める割合は8.16%となっております。

次に介護保険関係でございますが、要支援、要介護者の数であります。平成17年9月30日現在で、要支援235人、要介護が624名でございます。

それから介護予防サービスの内容についてでございますが、新予防給付は、来年度から要支援1と2の方に提供されるサービスとなります。新たに選択的サービスとしましては、運動機能向上、それから栄養改善、口腔機能の向上が行われます。通所介護サービス、これはデイサービスですね、それから通所リハビリテーションのサービスが加わるなど、すべてのサービスについて介護保険の観点から、一部見直しはありますが、これまでのサービス種類に変わりがなく、制度上のサービスでありますので、すべて実施していくことになります。

それから地域支援事業についてでございますが、要支援、要介護状態になる前から介護予防を推進する観点から、地域支援事業を創設するものでございます。要支援、要介護になるおそれのある高齢者、これは高齢者人口の5%程度と位置づけますが、を対象としまして、効果的な介護予防事業を介護保険制度に位置づけまして、地域支援事業を実施した20%について、要支援、要介護1となることを防止するものであります。

必須事業としましては、介護予防事業、それから包括的支援事業、権利擁護事業等でございます。それから任意的な事業としましては、介護給付等適正化事業、それから家族介護者支援事業となっております。介護予防地域支え合い事業についてでございますが、地域支援事業が創設されることによりまして、介護予防地域支え合い事業の一部が地域支援事業に移行されることになります。詳細につきましては、現在、予算編成の中で調整中でございます。

次に、新たなサービス体系の確立としまして、地域密着型サービスの内容についてでございます。地域密着型サービスの内容につきましては、住みなれた地域を離れずに利用できる利用者のきめ細かなニーズに対応できるよう新設されるサービスでございます。

6つのサービスとなります。1つが、小規模多機能居宅介護ということでございまして、小規模な住居型の施設で、通い、デイサービスを中心としながら、利用者の必要に応じて通いの時間を長くしたり、利用者宅を訪問したり、時には宿泊もできるサービスでございます。2つ目としましては、認知症高齢者グループホームということでございまして、認知症の高齢者が共同で生活できる場で、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられる事業です。3つ目としましては、認知症高齢者専用デイサービスということで、認知症の高齢者が、食事、入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

4つ目としましては、地域夜間訪問介護ということで、症状が重くなったり、一人暮らしになったりしても自宅で生活できるように、ヘルパーが定期巡回しまして、緊急事態に24時間対応をします。5つ目としましては、小規模介護老人福祉施設、定員は30名未満でございますが、常に介護が必要で、自宅で介護ができない方が対象の小規模な施設です。食事、入浴、排せつなど、日常生活の介護や健康管理が受けられます。それから6つ目としましては、小規模介護専用型の特定施設ということで、やはり定員は30名未満でございますが、小規模な介護用の有料老人ホームなどで、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。以上の6種類のサービスが地域密着型サービスの内容でございます。

それから、次に、地域包括支援センターを設置するのかどうかというご質問がございました。これにつきましては、直営か委託かの方法がありますが、設置する方向で検討しております。

それから低所得者に対する配慮について、補足的給付の内容についてお答えを申し上げます。施設給付の見直しにつきましては、在宅と施設利用者負担の公平性などから、低所得者に配慮しつつ、居住費及び食費が保険給付費の対象外に、ことし10月1日から改正されました。このことによりまして、低所得者に対する配慮についてのご質問であります。が、利用者負担軽減を図る観点から、新たな補足的給付が創設されました。

内容としましては、利用者負担段階が、従来の3段階から4段階に見直しを図られまして、一定限度を超えた分について補足して給付するもので、特別養護老人ホームの多床室を利用している場合の例でご説明申し上げます。食費の場合でございますが、食費の基準費用額が月額4万2,000円となっております。食費の負担限度額は、利用者負担第1段階、第1段階というのは、非課税世帯で老齢福祉年金受給者または生活保護者に該当する者でございますが、月額3万2,000円でございます。利用者負担新第2段階でございますが、これは非課税世帯で、合計所得金額が、課税年金収入額とあわせまして80万円以下の者で、負担限度額が月額3万円でございます。利用者負担新第3段階でございますが、非課税世帯で第2段階以外の者ということで、負担限度額は月額2万2,000円となっております。

居住費の場合は、居住費の基準費用額の月額１万円ということで、居住費の負担限度額は、利用者負担第１段階だけとなりますけれども、月額１万円でございます、これを補足給付することになります。低所得者に配慮した負担となっております。

第１号保険料の見直しについてでございますが、現在は５段階の保険料設定となっておりますが、平成１８年度からは、低所得者に配慮した第６段階に細分化される見込みであります。見直しの中で、現行の第２段階が２つに細分化されるものとなっております。

次にご質問の家族や施設における高齢者の虐待について、人権尊重思想の普及啓発についてであります。民生委員や居宅介護支援事業の介護支援専門員、ケアマネジャーなどの協力を得ながら、早期発見、発生防止に努めているところでございます。また生命や身体に重大な危険が生じるケースを発見した場合の通報の義務づけや、市町村の被害現場の立ち入り調査権限など、高齢者虐待の防止を図るため、それから高齢者の養護者の支援などに関する法律、いわゆる高齢者虐待防止法が、平成１８年４月１日から施行されることに伴いまして、関係機関と連絡を密にしながら普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、認知症等によって徘徊する高齢者を発見・保護する体制づくりについてであります。認知症高齢者が徘徊する場合には、早期に発見することができる探知システムを利用したときには加入料などの助成をするなど、徘徊高齢者家族支援サービスを実施しております。また、地域ケアシステム推進事業により、ひとり暮らしの虚弱な高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、地域ケアコーディネーターを中心に、在宅ケアチームを組織しまして、地域で見守り活動を行うとともに、関係機関と連絡調整を図ることによりまして、効率的なサービスの提供ができるよう努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（生田目久夫君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

○市民生活部長（綿引優君） 職員による防犯パトロールについてお答えいたします。

１２月９日から公用車に「地域安全パトロール」と書かれたステッカーを張りつけ、公用車の運行中にパトロールを開始しました。また、本庁及び各支所に配置してある交通指導車による下校時のパトロールも行っております。なお、ＰＴＡを初めとした地域に係する団体に自警団の結成を働きかけ、地域からの安全・安心まちづくりを推進しているところであります。

次に、高齢者対策の中のおれおれ詐欺について、本市の認知件数と防止策についてお答えいたします。

おれおれ詐欺事件につきましては、太田警察署管内で、ことしは現在のところ被害届はありません。昨年は３件の被害届がありました。金融機関において防止した未遂については、昨年３件、ことし１件ありました。市消費生活センターに寄せられている相談は、４月から１１月末日現在で２５９件を数え、昨年１年間の旧町村を含めた相談件数２４３件

を超えております。その中で、振り込め詐欺や融資保証金詐欺の相談はありませんが、架空請求の相談が77件寄せられており、昨年同期の99件より減少しています。

高齢者が被害に遭うのは、住宅の点検やリフォームといった訪問販売のトラブルが多く、ひとり暮らしで判断力が不十分な高齢者がねらわれています。消費生活センター開設後は、担当者が消費生活相談員とともに、高齢者に接する機会の多い民生委員やケアマネジャーなどに対し実例を交えながら啓発を行っているとともに、公民館等の講座に出向いたり、広報紙やお知らせ版での周知を図っております。

今後は、相談体制の充実を図るとともに、高齢者に向けた講座や研修の機会をふやし、高齢者に対しては地域でサポートできるよう情報の提供機会をふやしながら、意識の高揚を図りたいと考えております。また、緊急の事案については、防災無線を状況に応じて活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（生田目久夫君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

○保健福祉部長（増子修君） 先ほど答弁しました内容で訂正をお願いしたいと思います。要支援者、要介護者数であります。平成17年6月30日現在で、要支援者が235名、これは変わりませんが、要介護者数でございますが、1,889名でございます。あわせて2,124名ということでございます。失礼いたしました。

○議長（生田目久夫君） 23番小林英機君。

〔23番 小林英機君登壇〕

○23番（小林英機君） ご答弁ありがとうございました。第2回の質問をいたします。

児童生徒の通学路の安全についてですが、市の公用車によるパトロールは今後もずっと継続していただきたいと思います。犯罪に対する抑止効果として継続することが重要だと思うからです。

2番目として、決算結果と平成18年予算編成についてですが、補助金の削減廃止ですが、補助事業の費用対効果をよく精査してやっていただきたいと思います。職員数削減については、定員適正化計画に期待をしたいと思います。

3番目に、市長の兼業についてですが、株式会社が取締役の債務を保証したり、会社を取引する行為は、商法において、会社の利益を害するおそれがある行為として利益相反行為とされ、取締役会の承認を受けなければなりません。そして、取締役会において、当該取締役は議決権を有しません。同様の規定は、民法、有限会社法、農業協同組合法にもあります。

市長が理事をしている農業協同組合が市から補助金を受けることは、補助金が一種の負担つき贈与のようなものですから、利益相反行為に当たるのではないかと思います。しかし、執行部の見解は、これは利益相反行為でないということでもあります。利益相反行為でないとしても、私は、市長が組合の役員を兼業することは、市長としての地位から見てふ

さわしくないんじゃないかと思います。

その理由ですが、まず2点あると思うんですね。まず、産業の種類は農業ばかりでなくて、商業や工業もございます。また、農業協同組合の事業目的は、公益を図るのではなくて、組合員の利益を図ることにあります。農業者の中には組合に加入していない者もあります。農業団体の役員を兼業されることは、全体の奉仕者ではなく、組合という一部の利益の奉仕者ではないかという疑問があります。

また、法律で、市長が里美振興公社や水府振興公社の役員をすることが兼業禁止規定の適用除外とされたのは、市が2分の1以上を出資する、いわゆる第三セクターは、市が直接行うことも考えられる事業を、市のイニシアチブのもとに、市にかかわって行っているものもあるから、当該公社の経営に市の意見を反映させ、または公社に対する外部の信頼を高めるため、市長による一定の第三セクターの役員の兼業を認めたものであります。したがって、農業協同組合の役員と第三セクターとは性格が異なるわけであります。

このような観点から、私は、農業協同組合の役員を兼業することはふさわしくない、また商工会の役員を兼業することはふさわしくないと考えます。たとえ顧問という形であっても、ふさわしくないのではないかと思います。これにつきまして、市長のご所見をお願いいたします。

次に高齢者対策ですが、低所得者に配慮した非課税世帯とは、市民税の非課税世帯を言うのか、その場合に、市民税の所得割の非課税世帯を言うのか、均等割も含めた非課税世帯を言うのかお尋ねします。また、高齢者対策としては、高齢者が自立して、ともに社会に参加し、支え合う、共生社会の実現に向けた取り組みを切に要望いたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（生田目久夫君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

○市長（大久保太一君） 市長の兼業についての考えをお尋ねでございます。先ほど答弁をいたしましたとおり、今、JA常陸太田市の方の理事をやっております。これは、市長就任前からの組合員としての行為ということでやってまいりました。ご案内のとおり、来年の2月1日に合併をいたします。合併をしまして、その次の総代会が開かれます間、これからわずかな期間であります、そのところを務めまして、その後につきましては理事からおりる予定としております。

○議長（生田目久夫君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

○保健福祉部長（増子修君） 非課税世帯についてのご質問がございました。非課税世帯につきましては、市町村民税が非課税ということで、所得割、均等割、いずれも非課税の状態の中での非課税世帯という位置づけをしております。